

平成30年度法務省委託事業

「障がいのある人と人権」啓発教材及び啓発ビデオの企画・制作に関する入札（仕様書）

1 件名

「障がいのある人と人権」啓発教材及び啓発ビデオの企画・制作

2 目的

2006（平成18）年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、日本国内では、同条約の締結に向けた法制度の整備の一環として、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とし、2013（平成25）年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が公布され、2016（平成28）年4月1日から施行された。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、障がいのある人の活躍への社会的関心も高まっている。

その一方で、障がい者福祉施設元職員による障がいのある人への殺傷事件が起こるなど、障がいのある人への偏見や差別はいまだに存在している。

これらの現状を踏まえ、障がいのある人々に対する偏見や差別をなくすとともに、障がいのある人が活躍するために必要なことや私たち一人一人が意識すべきことについて、人々に考えてもらうことを目的とした啓発教材及び啓発ビデオを制作する。

3 発注内容

(1) 「障がいのある人と人権」啓発教材の企画・制作

ア テキスト（冊子）の制作

イ プレゼンテーション用データ（読み上げメモを含む。）の制作

ウ 上記に係る各要素（企画、構成、取材、原稿作成、デザイン、レイアウト等）についての連絡調整及びこれらに関連する業務一式

(2) 「障がいのある人と人権」啓発ビデオの企画・制作

ア 映像の企画・制作

イ メディア（DVD-Video）の製造

ウ インターネット上におけるストリーミング配信データの作成

エ 活用の手引きの制作・印刷

オ 広報用チラシ・データ制作

カ 本啓発ビデオのPR用動画データの作成

キ 上記各要素（企画、構成、シナリオ、撮影、原稿作成、デザイン、レイアウト等）の連絡調整及びこれらに関連する業務一式

4 活用事例

(1) 人権擁護委員等が実施する人権研修等のテキスト及び視聴用資料としての活用

- (2) 人権擁護委員等が実施する人権研修等の受講者自らが講師となって、一般市民等を対象に講義を実施する際のテキスト及び視聴用資料としての活用
- (3) 公共のライブラリー等へのテキスト（冊子）配架、それらの場所でのビデオ配備・貸出し
- (4) 各種イベント等におけるテキスト（冊子）配布、ビデオ上映
- (5) インターネットにおける啓発教材のダウンロード提供及び啓発ビデオのストリーミング配信
 - ※ これまでに当センターが制作した啓発教材は、人権ライブラリー・ウェブサイトで閲覧可能。
(<http://www.jinken-library.jp/search/news/134130.html>)
 - ※ これまでに当センターが制作した啓発ビデオの一部は、動画共有サイト「ユーチューブ」で視聴可能。
「法務省チャンネル」 (<https://www.youtube.com/user/MOJchannel>) 及び、
「人権チャンネル」 (<https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>)

5 訴求対象

国民全般

6 内容

- (1) 啓発教材及び啓発ビデオの共通テーマ「障がいのある人と人権」

障がいについて誰もが理解でき、物理的にも精神的にもバリアフリーな社会を築いていくことを目指して、具体例として障がい者が直面する人権課題を取り上げた上で、障がいのある人の人権についての啓発と有効な取組について提示する。
- (2) 方向性・観点
 - ア 啓発教材の閲読や啓発ビデオの視聴により、障がいのある人の人権について考える意義について正しく理解できるものとする。
 - イ 広く世間における障がいのある人の人権に関する最新の問題点や関心に応え得るものとする。
 - ウ 地域、組織、教育機関、家庭等におけるさまざまな立場の人を対象とする内容とする。
 - エ 全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を実現するためには、障がいのある人の人権に配慮することが重要であることをそれぞれの立場において理解できること。
 - オ 単に知識を一方的に与えるだけでなく、受講者（読者・視聴者）自身に気づきを促すような内容とする。
 - カ 各種組織、学校、地域団体、家庭等における人権教育等で活用できる内容とする。
 - キ 政治的中立性に配慮し、特定の政治的主張・政治的立場に偏らないようにすること。
 - ク 人権研修や人権講演会等、人権啓発を目的とする活動において使用する教材・ビデオとして適切な内容・構成とする。
- (3) テキスト（冊子）
 - ア 構成要素は別添を参照のこと。なお、別添はあくまで「想定される要素」であり、より啓発効果が高いと考えられるものがある場合は、提案を可能とする。
 - イ 研修会等において受講者にテキストとして配布することを考慮し、実際の研修会の内容を意識したものとする。

ウ 研修会の受講者が、受講後に本テキスト（冊子）を持ち帰り、読み返すことで研修内容を再確認できるようなものとする。

エ 研修時間の制限により説明できなかったことについても、受講者が受講後に本テキスト（冊子）を参照することで理解を補うことができるようなものとする。

(4) プレゼンテーション用データ

ア 研修会等において、講師が講義の際に利用し、受講者の理解を助けることができるよう、ビジュアルを活用した内容とすること。

イ 研修等を担当する者が容易に説明できるようポイントを押さえた内容とすること。

(5) 啓発ビデオ

ア 表現方法

視聴者の理解を促進するため、取材やインタビュー、実写による再現ドラマ、イラスト、アニメーション等、表現方法は自由とする。全編を通して視聴する場合と、あるトピックのみを視聴する場合のいずれであっても違和感のない構成とすること。

イ 構成例

(ア) 障がいとは何か、現況、国内外の取組み（障害者差別解消法等）などに関する概説 [4分程度]

(イ) エピソードドラマ+有識者によるコメント [8分程度]

(ウ) 不当な差別的取扱いの事例の説明+イメージドラマ [6分程度]

(エ) バリアフリーのための施策についてのコメント [6分程度]

(オ) 法務省の人権擁護機関による人権相談窓口の紹介 [1分程度]

(カ) 平成30年度法務省委託制作「障がいのある人と人権」啓発教材の紹介 [1分程度]

※ 構成要素の詳細は別添（テキスト（冊子）構成要素）参照し関連付けること。

ウ 出演者（ナビゲーター等）は、提案された企画書に基づくこととなる。なお、出演者（ナビゲーター等）については広く国民に認知されている人物が望ましい。

(6) 啓発教材と啓発ビデオの連携

啓発教材と啓発ビデオは内容的に連携することで効果的な利用が図れるようにすること。

①テーマ及び方向性・観点の共有

啓発教材と啓発ビデオは同様の構成とし、前記6(2)で示した「方向性・観点」を基本的に共有するものとする。

②定義等の一致

映像シナリオの制作時には、用語の定義等、テキスト（冊子）と映像が矛盾しないように留意する。

③テキスト（冊子）と映像の役割

テキスト（冊子）と映像の特徴を踏まえ、それぞれの媒体としての利点を生かした内容とする。

④その他

テキスト（冊子）及び啓発ビデオはそれぞれ単体でも使用できるように制作するが、例えばテキスト（冊子）の最終ページで映像について紹介する等、テキスト（冊子）及び啓発ビデオの相互利用による発展学習を促すような工夫をする。

※ 啓発教材及び啓発ビデオは、平成30年6月から制作を開始し、平成31年1月頃完成予定。映像シナリオ制作時期である6月～8月頃に、啓発教材と啓発ビデオの内容連携について大部分の調整が行われるものと想定されるが、撮影映像等をテキスト（冊子）に使用する場合等、その後も随時、内容連携の調整が必要となることに留意すること。

7 仕様等

(1) 啓発教材

ア テキスト（冊子）

体裁：A5判／中綴じ

頁数：20～24ページ程度

刷色：全ページ4色

版下：印刷用完全データ作成のこと（印刷は別途調達する）

イ プレゼンテーションデータ

(ア) ソフトウェア：パワーポイント（60～90分程度の講義を想定）

(イ) バージョン：オフィス2016に対応すること。

(ウ) 人権ライブラリー・ウェブサイトからダウンロード可能とすること。

(2) 啓発ビデオ

ア 映像の制作（企画、映像シナリオ、撮影及び関連業務一式）

(ア) 撮影解像度：フルハイビジョン（1920×1080）

(イ) 収録時間：30～40分程度

(ウ) 色：カラー

※ 演出、効果等の理由によるモノクロ映像の使用は可。

(エ) アスペクト比：16：9（レターボックスなしの實質比）

イ メディア（DVD-Video）の製造

(ア) メディア：DVD-Video

(イ) 副音声・字幕・メニュー画面等

以下の4パターンを作成しメニュー画面で選択可能とすること。

①字幕なし・副音声なし

②字幕なし・副音声あり

③字幕あり・副音声なし

④字幕あり・副音声あり

※ 字幕は日本語とする。

※ 字幕はDVD再生機の字幕機能を使用せず、映像に含めてエンコードすること。テロップや字幕等の作成に当たっては、背景映像とのコントラストやカラーユニバーサルデザインに配慮すること。

※ メニュー画面やチャプター構成は、法務省及び当センターと受注者間で協議の上、決定する。

(ウ) 媒体：プレスにより製造し、必要事項（タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等）をレーベル面に印字すること。また、コピーガード（CSS）は設定しないこと。

(エ) ジャケット：必要事項（タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等）をカラー印刷すること。

(オ) パッケージ：DVD用のトールケースを使用し、DVD、ジャケット、「活用の手引」を封入し、シュリンク包装を行うこと。

※ トールケースはカラー印刷によるジャケットを封入すること。

ウ 啓発ビデオのインターネット上におけるストリーミング配信用データの作成仕様は次のとおりとする。

(ア) 映像：以下のパターンでそれぞれ字幕ありの映像

①「全編通し」データ

②前述「6 内容 (5) ビデオ イ構成例 (ア) ～ (カ)」に基づいた、分割した個別のストリーミングデータは、1データあたり1GB以内におさまるようにすること。

(イ) 映像フォーマット：以下の2種類

「MPEG-4 AVC (H.264)」及び「WMV」

(ウ) 解像度：以下の仕様による

〔HD〕 1920×1080	ファイルサイズ	3GB未満
	帯域	10Mbps程度
	フレームレート	30fps
	アスペクト比	16:9 (レターボックスなしの実質比)

※ ストリーミング配信用データは、原則として上記仕様を基に作成する。ただし、ビットレートや帯域、フレームレート等については、現状のインターネット上での動画配信により適した基準等がある場合は、当センターと協議のうえ、変更することも可能。

エ メディア (Blu-Rayディスク)

(ア) DVDと同内容のフルハイビジョン映像が収録されていること。なお、字幕の有無や副音声の選択、チャプター選択等の機能のためのメニュー画面は不要。ただし、“字幕あり・副音声あり” “字幕あり・副音声なし” “字幕なし・副音声あり” “字幕なし・副音声なし” の4パターンの映像を個別に収録すること。

(イ) パッケージに関しては、DVD-Videoと同等なものはないが、簡易的なジャケットやレーベル面への印字等により、内容表示すること。

オ 活用の手引きの制作・印刷

本啓発ビデオを人権研修等で使用し、講義等を実施する際の参考になるものとする。

「内容・構成」「本作品のねらい」「対象者」「基本的な観点」「必要な機材等」「研修(講義)展開例」「板書例」「ワークシート」「相談窓口のご案内」など

(ア) 判型等：DVD用のトールケースに収まるサイズ

(イ) ページ数：20～24ページ程度(表紙含む)

(ウ) 印刷仕様：4C、中綴じ、コート紙73kg

※ カラーユニバーサルデザインに配慮すること。

(エ) 版下データ：PDFデータ

※ 人権ライブラリー・ウェブサイト等で公開し、利用者が自由に印刷できるように提供する予定。

※ 印刷に当たっては、国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこと。

カ 啓発ビデオ広報用チラシ・データ制作（印刷不要）

（ア）判型：A4両面

（イ）色：カラー

（ウ）データ形式：PDF形式

①版下用データ（トンボ付、高精細）

②閲覧用データ（トンボなし）

※ カラーユニバーサルデザインに配慮すること。

キ 本啓発ビデオのPR用動画データの作成（企画、映像シナリオ、撮影及び関連業務一式）

（ア）撮影解像度：フルハイビジョン（1920×1080）

（イ）収録時間：15秒～30秒程度

（ウ）色：カラー

※ 演出、効果等の理由によるモノクロ映像の使用は可。

（エ）アスペクト比：16：9（レターボックスなしの実質比）

（イ）映像フォーマット：以下の2種類

「MPEG-4 AVC (H.264)」及び「WMV」

※ ウェブサイトやSNS（ツイッターやフェイスブック等）へのアップロードに適した形式であること。

8 成果物

(1) 〈テキスト（冊子）〉印刷用版下データ及び出力仕様書

(2) 〈テキスト（冊子）〉印刷用に使用できる高精度PDFデータ

(3) 〈テキスト（冊子）〉インターネットでの公開等に適した閲覧用PDFデータ

(4) 〈プレゼンテーションデータ〉パワーポイント形式

(5) 上記（1）～（4）を格納した適宜のメディア：2セット

(6) 〈ビデオ〉DVD及び活用の手引きをトールケースに収納したパッケージ：4、250部

(7) 〈ビデオ〉映像原版を記録した適宜のメディア：2セット（字幕あり1セット、字幕なし1セット）

※ HDCAMマザーテープまたはハードディスク等の記録媒体により納品すること。

※ HDCAMマザーテープの場合、字幕あり、字幕なし各1セットとし、VTR用キューシートを添付すること。

※ 必要であると判断される場合は、制作会社にて適切な環境で保管すること（保管に要する一切の費用は制作会社の負担とする）。

(8) 〈ビデオ〉DVDプレスマスター：1セット

※ プラントダイレクト等形式のプレスマスターを納品すること。

(9) 〈ビデオ〉Blu-rayディスク：2セット

(10) 以下のデータを記録した適宜のメディア：各4セット

ア ストリーミング配信データ

- イ 完成台本データ及び字幕データ
- ウ 本啓発ビデオのPR用動画データ
- エ 広報用写真
- オ 各印刷物印刷用版下データ及び閲覧用PDFデータ（チラシ、ジャケット、活用の手引、レーベル等）

9 納品期限

平成30年12月27日（木）

10 納品場所と納品物

(1) 納品場所

- ア 法務省人権擁護局人権啓発課
（〒100-8977東京都千代田区霞が関1-1-1）
- イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター
（〒105-0012東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階）
- ウ 当センターの指定する場所
（都内または近郊の梱包・発送会社を予定）

(2) 納品物振り分け

納品物	数量	納品先別数量／備考
〈啓発教材〉	一式	イ人権センター
〈啓発ビデオ〉 DVD-Video ※活用の手引き同梱	4, 250	ア法務省×2 イ人権センター×20 ウ梱包・発送業者×4, 228
〈啓発ビデオ〉 映像原版	2セット	イ人権センター
〈啓発ビデオ〉 DVDブレスター	1セット	イ人権センター
〈啓発ビデオ〉 Blu-Ray	2セット	イ人権センター
〈啓発ビデオ〉 データ ※上記8（10）	4セット	ア法務省×1 イ人権センター×3
その他	未定	企画内容に応じて

11 応募概要

(1) 提出書類

ア 企画書

(ア) 以下①～⑩の要素を盛り込むこと※1社あたり2案まで提出可

- ①企画意図・趣旨・体制図等（12（8）（13）（14）に記載する内容を含む）
- ②啓発教材〈テキスト（冊子）〉構成案
- ③啓発ビデオ構成案及びシノプシス（2,000字程度）
- ④啓発教材〈プレゼンテーションデータ〉構成案
- ⑤啓発教材〈テキスト（冊子）〉完成イメージ（デザインイメージ等が分かるよう、表紙、裏表紙及び本文数ページ分を作成すること）
- ⑥啓発教材〈プレゼンテーションデータ〉完成イメージ（デザインイメージ等が分かるよう、表紙を含む数ページ分を作成すること）

⑦啓発ビデオ「活用の手引き」完成イメージ（構成、デザインイメージ等が分かること）

⑧PR用動画構成案及びシノプシス

⑨制作スケジュール

⑩その他映像表現やイメージ等補足資料（任意）

⑪応募者の実績（今回の企画に類するもの）等を示す資料

（イ）A4判で作成し、台紙等に貼り付けない。

（ウ）6セットを作成し、うち3セットは社名を入れないこと。

イ 入札書（要封緘）1部

ウ 委任状（書式自由。代表者が入札する場合は不要）1部

エ 各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書（写し）1部

(2) 提出期限

ア 企画書

平成30年6月1日（金）15:00

※ 事前に提出日時を連絡すること。

イ 入札書、委任状、各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書

平成30年6月11日（月）13:55

(3) 開札

日時：平成30年6月11日（月）14:00

場所：公益財団法人人権教育啓発推進センター

（東京都港区芝大門2-10-12KDX芝大門ビル4階）

1.2 その他

(1) 別添総合評価基準書に基づき落札者を決定する。

(2) 応募に当たっての提出書類は返却しない。

(3) 本入札の参加に要する経費は、応募者の負担とする。

(4) 本事業の実施に当たっては、当センターによる確認・承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省人権擁護局、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合もある。

(5) 本事業の実施に当たり、法務省人権擁護局の意向により企画内容の修正を要する場合には、これに対応すること。なお、当センターが変更内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。

(6) 法務省人権擁護局及び当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口（担当者）を明確にし、一本化すること。

(7) 撮影等には法務省人権擁護局及び当センター職員が立ち会うことができるよう、日程や場所等については早期に調整を行うこと。

(8) 成果物の著作権については、全て法務省に帰属するものとする。また、受注者は一切の著作人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとするほか、権利上の問題が生じないようにすること。法務省及び当センターによる、成果物及び成果物を使用した印刷物やDVD・Video等の複製・配布・上映・貸出し・実費頒布、インターネット上の公開やストリーミング配信、永続的な使用等について問題が生じないよう各種適切な権利処理を行うこと。また、そのことについて企画書中に明記すること。

- (9) 制作、特にテキスト（冊子）等の原稿作成やビデオの構成案、シナリオ案等の作成に当たっては、人権に配慮した適切な表現等が用いられるよう留意すること。
- (10) デザイン・レイアウトに当たっては、書体・文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン等、可読性に配慮すること。
- (11) 本啓発教材の制作、及び啓発ビデオの構成やシナリオ、活用の手引き等の制作に当たっては、校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関してはPDFデータを活用し、Eメール等での送受信に対応すること。
- (12) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議して決定する。
- (13) 本事業を実施するに当たって知り得た法務省及び当センターに関する情報については、本件企画以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏洩しないこと。また、そのことについて、企画書に明記すること。
- (14) 本事業の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、そのことについて、企画書に明記すること。
- (15) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、企画書等への必要事項記載漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (16) 契約後、本仕様書に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は受注者の負担とする。また、受注者の責めに帰すべき事由がある場合には、違約金を請求する場合がある。
- (17) 本入札への参加を希望する場合は、その旨を平成30年5月28日（月）までに連絡すること。

1.3 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員：総務部長 上原雅子
- (2) 監督職員：事務局長事務取扱 上杉憲章

1.4 問合せ先・連絡先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第3係 鈴木
 〒105-0012
 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
 電話 03-5777-1802 / FAX 03-5777-1803
 Eメール suzuki@jinken.or.jp

.....
 公益財団法人人権教育啓発推進センターツイッター
 @Jinken_Center
 YouTube人権チャンネル
<https://www.youtube.com/jinkenchannel>
 公益財団法人人権教育啓発推進センターホームページ
<http://www.jinken.or.jp/>

(別添)

(参考) テキスト (冊子) 構成要素

※ 下記の各内容は具体的な章や節ではなく、盛り込むべき内容

<総論：障がいのある人の人権>

- ・障がいとは何か
- ・障がいのある人を取りまく状況
- ・国内外の取組み (法整備を含む)

<具体例：障がいのある人が直面する人権侵害>

- ・障がいへの不理解や障がい者への虐待
- ・不当な差別的取扱い

<ユニバーサル社会の実現に向けて：真のバリアフリーとは>

- ・合理的配慮の提供
- ・物理的バリア、制度的バリア、文化・情報面のバリア、意識上のバリア
- ・障がい者雇用の促進
- ・オリンピック・パラリンピックに向けた取組 (建築物・道路・情報のバリアフリー・心のバリアフリー)
- ・法務省の人権擁護機関の取組

※ これらの具体例は、悲観的な表現にならないよう工夫されたものであること。

<付>

- ・同テーマで作成予定のDVDの紹介
- ・相談窓口紹介